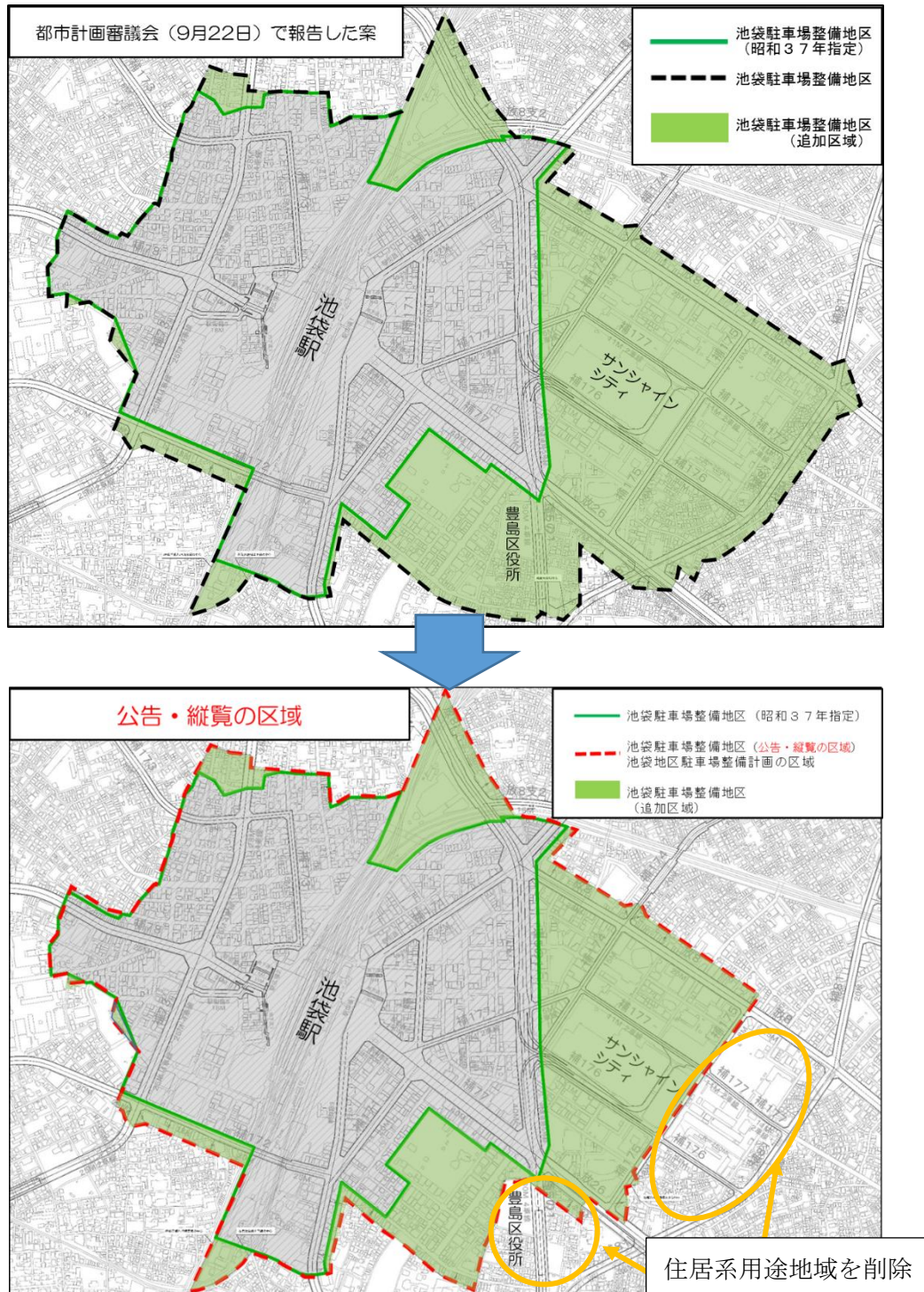


池袋駐車場整備地区変更案及び 駐車場整備計画案の一部変更について

平成29年9月22日開催の都市計画審議会にて報告いたしました、池袋駐車場整備地区変更案及び駐車場整備計画案について、関係機関との協議により区域の一部を変更したうえで都市計画手続きに入りましたので報告いたします。

変更概要：駐車場整備地区変更案の区域の一部を縮小



○変更の考え方について

(1) 当初案の考え方

- ・基本的な考え方として、(特定)都市再生緊急整備地域に含まれるエリアのうち、用途地域の指定や、土地利用の状況、駐車実態(駐車場利用や路上駐車の状態)等を踏まえ、駐車場整備地区変更案を設定した。
- ・補助 81 号線沿線や補助 175 号線と補助 81 号線に挟まれた第一種住居地域及び区庁舎周辺の地域は、都市づくりビジョンで副都心連携エリアとして位置づけ、副都心として一体的な都市づくりに取り組むとしており、当初案では駐車場整備地区変更案に入れた。

(2) 現在案の考え方

- ・副都心連携エリアは、現在の用途が第一種住居地域であることから、駐車場整備地区の指定により、延べ床面積 10,000 ㎡以下の建物に対して駐車場の附置義務台数が大きく増えることとなる。
- ・そのため、関係部署と協議を重ねた結果、今回の駐車場整備地区の変更では第一種住居地域を編入せず、今後の開発動向を踏まえ、用途地域の見直しが具体化してきた段階で、改めて区域の変更を検討することとした。

○実施した手続きについて

- ・公告・縦覧・意見書募集(都市計画法 17 条)

期間：平成 29 年 10 月 27 日(金)～11 月 10 日(金)

意見書の提出：0 件

- ・説明会の開催

開催日：平成 29 年 10 月 31 日(火)、11 月 3 日(金・祝)、11 月 6 日(月)

合計参加人数：47 名

主な意見、質問

- ・今回、区域を当初案から変更している理由について改めて聞きたい。
- ・駐車場整備計画案で対象になる駐車場はどんなものか。
- ・見直し案で除外した地域について、今回は駐車場整備地区にすることを見送ったとのことだが、今後見直しはあるのか。

○今後のスケジュール

平成 30 年 2 月 都市計画審議会

池袋駐車場整備地区の区域の変更について(付議)

池袋地区駐車場整備計画(案)の説明会及びパブリックコメント実施結果について(報告)

平成 30 年 3 月 池袋副都心交通戦略委員会

池袋地区駐車場整備計画の策定について(報告・承認)